

伊丹市立伊丹特別支援学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立伊丹特別支援学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校では、「明るく(明朗・意欲的)、やさしく(誠実・協力)、たくましく(自己実現・自主自立)」をめざす児童生徒像として、一人ひとりの自立と社会参加をめざし、たくましく生きる力を育てる教育を推進している。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針の実現のため、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外のいじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立伊丹特別支援学校基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への児童生徒理解(生徒指導)の位置づけ

本校は、近隣中学校区及び在籍児童生徒の在住小中学校区を基軸とした関係地域や保護者との連携を図ってきた。また、いろいろな教育行事について関係地域や関係機関へ招聘案内を出し、児童生徒への理解を深めるための取り組みを継続し積み重ねてきた。さらに、本校全職員が、肢体不自由特別支援学校としての充実のため、障害の状態に応じ、自立活動を主体とする教育課程、知的障害教育代替の教育課程、各教科等の目標・内容の一部を下学年に替えた教育課程、準じる教育課程等を基本に、弾力的な教育課程を編制し、個に応じたより効果的な指導を行い、たくましく生きる力を育てる教育活動を推進していく。あわせて、児童生徒一人ひとりの個別の指導計画により適切な確な指導を細やかに行い、以下の指導体制を構築し学校全体として取り組んでいく。

① 児童生徒理解(生徒指導)の考え方

児童生徒理解(生徒指導)は、一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、一人ひとりの自立と社会参加をめざし、たくましく生きる力を育てることをめざして行われる教育活動である。

本校においては、適切な実態把握による児童生徒理解(生徒指導)を基に、すべて

の児童生徒の個々の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で充実したものとなることをめざしていく。

加えて、児童生徒理解(生徒指導)に基づく、適切な確な指導が、児童生徒の人格の健全な成長を促し、現在及び将来における自己実現を図っていくことにつながるため、教育活動全体のいっそうの充実を図っていく。

児童生徒理解(生徒指導)は児童生徒と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、日々研鑽を怠らないことが重要である。児童生徒の健康状態や本校でのあらゆる教育活動について、アンケート形式による実態把握ではなく、保護者への個別説明、全体説明の機会を設定するとともに、日々直接、保護者との電話及び連絡帳ならびに懇談を通じた細やかな情報共有を行い、エビデンスに基づく指導、説明責任を果たしていく。

② 児童生徒理解(生徒指導)の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育活動全体を通じて機能すべきものである。

本校においては、児童生徒の自己肯定感を図り、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の視点から、「一人ひとりの教育的ニーズ(≠want)に基づく適切な指導及び必要な支援」の成立を重視している。

(2) 児童生徒理解(生徒指導)のための校内体制

児童生徒理解(生徒指導)が組織的に機能することが重要であることから、教育改革委員会を原則として月1回定期的に開催する。

教育改革委員会の構成員は、校長、教頭、教務担当、研究担当、自立活動担当、総務担当、保健安全通学担当、各学部の代表、センター部門代表とする。

協議事項は、学校教育活動全体を通じた児童生徒理解を根幹に、日頃から児童生徒に係る情報を共有する。生じる事案があれば対処法に止まらず、背景要因を協議し、具体的な取り組み計画等を検討していく。

また、教育改革委員会での協議内容は、全教職員に速やかに周知し共通理解を図ることとしている。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、学校教育目標にも保護者や(地域)関係機関との連携の推進を掲げ、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、保護者や関係機関との連携の下、取り組みを進めてきている。今後も、継続して連携した取り組みを積極的に展開していく。特に本校では、学校設定日以外でも、随時、参観や懇談ができるように日常的に連携を図っている。

(4) 児童生徒の主体的な活動

自立と自己実現につながる態度や能力の育成は、障害の状況や発達段階が異なるものの、教職員の適切な指導と必要な支援によって、自らが発信する力を培っていくことが必要である。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、一人ひとりが個性や自己の能力を生かせる学びを充実させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の児童生徒理解(生徒指導)のための体制

児童生徒の所属する各学部では、月1回の学部会その他、日頃より児童生徒のきめ細やかな共通理解に努めている。また、教育改革委員会で情報交換を行ったり、ケース会議を開いたりし、全教職員での共通理解を図る校内システムを日頃より備えているが、時機を逸さない速やかな連携をいっそう構築していく。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

児童生徒理解を図るためのツールである個別の指導計画を活用し、一人ひとりの実態に応じた指導計画を作成している。また、児童生徒理解に係る教職員の校内研修等を毎年度計画的に実施する。

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめ解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。また、児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される特別支援学校をめざす本校としては、これまでも様々な情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するなど、保護者や地域への情報発信に努めていく。